

【旧免許状】（平成 21 年 3 月 31 日以前に授与された免許状）

更新講習の修了確認期限が令和 3 年 3 月 31 日の方

1955(昭和 30)年 4 月 2 日～1956(昭和 31)年 4 月 1 日生まれ

1965(昭和 40)年 4 月 2 日～1966(昭和 41)年 4 月 1 日生まれ

1975(昭和 50)年 4 月 2 日～1976(昭和 51)年 4 月 1 日生まれ

更新講習の修了確認期限が令和 4 年 3 月 31 日の方

1956(昭和 31)年 4 月 2 日～1957(昭和 32)年 4 月 1 日生まれ

1966(昭和 41)年 4 月 2 日～1967(昭和 42)年 4 月 1 日生まれ

1976(昭和 51)年 4 月 2 日～1977(昭和 52)年 4 月 1 日生まれ

※旧免許状（平成 21 年 3 月 31 日以前に授与された免許状）をお持ちの方は、平成 21 年 4 月 1 日以降に免許状が新たに授与されても、「旧免許状所持者」の扱いになり、新たに授与された免許状についても有効期間の付されない旧免許状となりますのでご注意ください。

※修了確認期限を延期している場合、免許状更新講習の受講期間は延期後の修了確認期限から起算する必要があり、受講期間外に講習を受講した場合、免許状更新のための講習として認められなくなりますのでご注意ください。